

千葉市業務継続計画

＜感染症編＞

令和5年3月修正

千葉市

目次

第1章 総論

1	はじめに	1
2	業務継続計画について	2
(1)	業務継続計画とは	2
(2)	本計画で対象とする感染症	3
(3)	基本方針	4
(4)	基本的考え方	4
(5)	適用範囲	4
3	他計画との関係	5
	新型インフルエンザ等対策行動計画との関係	5
4	被害想定	6
(1)	流行期間	6
(2)	職員への影響	6
(3)	新型コロナウイルス感染症に関する対応等について	6

第2章 業務継続計画の区分

1	優先的に継続する業務及び縮小・中止する業務	7
---	-----------------------	---

第3章 業務継続計画の実施・管理等

1	業務を継続する体制	8
(1)	業務継続計画の発動及び解除の決定	8
(2)	局区等の対応	9
2	業務継続の確保	9
(1)	人員計画等	9
(2)	感染防止策等	10
(3)	本計画の弾力的な運用	11
(4)	研修・訓練の実施	11
(5)	本計画の点検・見直し	11

第4章 各局区等の業務継続計画（個票）

別紙	＜参考事例＞新型コロナウイルス感染症に関する対応事例等	75
----	-----------------------------	----

第1章 総論

1 はじめに

平成21年に発生が確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）は、世界的規模で流行し、入院患者数、死亡者数、致死率のいずれも行動計画の想定よりも低く、死亡率についても諸外国と比較して低い水準にとどまったものの、より幅広い年齢層で重症化が認められる等、季節性インフルエンザと異なった特徴がみられ、本市においては、市民への感染予防、職員の安全管理等の各種対策が実施されたところである。

その後、平成22年8月には、WHO（世界保健機関）から世界的な流行状況を「ポストパンデミック（世界的大流行）」とする発表が行われ、同月内には、政府の「新型インフルエンザ対策本部」が廃止されたものの、平成22年から23年にかけての冬にも再流行があり、さらに、今後ウイルスが変異することにより、強い病原性を示す新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されていた。

また、令和元年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認され、世界的に感染が拡大し、WHOは世界的な感染拡大の状況、重症度等から令和2年3月11日に新型コロナウイルス感染症をパンデミックとみなせると表明した。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等※」とみなして法の適用がされたが、令和3年2月には、特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が一部改正され、「新型インフルエンザ等感染症」に新型コロナウイルス感染症が追加された。

国からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等により、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じることとし、在宅勤務等の積極的な実施に努めるよう示された。

こうした状況を踏まえ、本計画は、感染症法で定める「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」及びそれ以外の感染症（一～五類感染症等）（以下「感染症」という。）について対象とし、「千葉県業務継続計画（感染症編）」（以下「本計画」という。）と改正し、感染症の発生時においても、市民生活に最低限必要な行政サービスの維持に重点をおいた体制を構築することとした。

なお、本計画は、現段階で想定される被害状況や組織体制等に基づき策定するものであり、想定されない被害状況等においては、本計画の運用を弾力的に行うとともに、必要な体制作りや本計画の見直し等についても、順次行っていく予定である。

※新型インフルエンザ等…感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症

2 業務継続計画について

(1) 業務継続計画とは

大地震等の自然災害、感染症の流行等の重大な災害が発生した場合は、通常時の人員や執務環境を前提とした業務実施が不可能となり、業務が中断してしまう。

また、中断した業務を再開するまでに時間を要する等、業務の継続にあたって甚大な影響が予想される。

特に、行政機能については、市民生活に密接不可分な業務を運営しており、行政機能の被害は、結果、市民生活への多大な影響をもたらすこととなる。

業務継続計画とは、このような事態が発生したことを想定し、人、物、情報、ライフライン等の利用できる資源が制約を受ける状況においても、本市行政機能が維持できるよう、災害に対する対応策等の新たに発生する業務又は優先的に実施しなければならない業務や最低限継続すべき通常業務を事前に定めることにより、行政機能の維持・継続を図るための計画である。

なお、感染症は、人から人への感染による人的被害が災害そのものであることから、発生期や流行時等の感染症の流行状況に応じた対応を想定し、業務を継続する必要がある。

<感染症発生時の業務継続の時系列イメージ>

発生段階		前段階	第1段階	第2段階	第3段階			第4段階
					県内・市内感染期			
					未発生期	海外発生期	国内発生期	
市職員の出勤率		100%	100%	100%	100%~61%	60%	100%~61%	100%
発生時優先業務	「感染症」対応業務							
	優先継続業務							
その他の業務 (縮小・中止・延期)								

<発生段階の区分のイメージ>

発生段階	状態
未発生期	感染症が発生していない状態
海外発生期	海外で感染症が発生した状態
国内発生早期	国内で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内流行期	国内のいずれかの都道府県で感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
	県内・市内感染期 県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（国内感染期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期）
小康期	感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 本計画で対象とする感染症

感染症法で定める以下の感染症について、本計画の対象とし、市の業務継続体制の確保に努めるものとする。

【対象とする感染症】

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症 ※1
- ③ 新感染症 ※2
- ④ 一～五類感染症

(参考) 一類：エボラ出血熱等 二類：結核等 三類：コレラ等 四類：A型肝炎等 五類：インフルエンザ等

※1 指定感染症：既知の感染症のうち、一～三類感染症・新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症

※2 新感染症：人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症

(3) 基本方針

感染症の流行時においては、次の方針に基づいて業務を計画的かつ段階的に縮小することにより、新たに発生する業務や必要な業務を確実に継続して実施していくこととする。

- ① 感染拡大防止の徹底
- ② 市民の生命、健康及び生活を守るべく新たに発生する業務の対応
- ③ 市民生活の維持に必要な不可欠な行政サービスの継続
- ④ 計画の弾力的な運用

(4) 基本的考え方

ア 市民の健康被害の拡大防止のため、感染症の流行により、新たに発生する感染拡大防止策や市民生活の保持等の業務については、最優先で行うべきものとする。

イ 通常業務のうち、市民にとって必要不可欠な業務（医療、福祉、ごみ収集等）については継続的に行うこととする。

ウ 一方、感染の拡大を防止するため、通常業務においても、不急の業務等については、縮小や休止するもの（届出、イベント、会議等）として選別する。

エ これらを感染症の流行段階ごとに、その流行状況を見極めつつ、弾力的・機動的に実施する。

オ 行政施設や職員自身からの市民への感染や、職員間での感染を防止するための措置を講ずる。

カ 本計画に基づき、各局区等は、応援体制や連絡体制等の具体的な対応や縮小業務の手順等を円滑に実行できるよう検討し、マニュアルの整備を行う。

(5) 適用範囲

本計画の適用範囲は、各局、各区役所、会計室及び行政委員会（以下「局区等」という。）とする。ただし、次に掲げる施設・機関にあつては、本計画の適用外とする。

ア 市立小、中、高等学校、特別支援学校、保育所、病院局、消防局（業務の専門性が高く、代替人員の補充調整が難しいため）

イ 外郭団体及び指定管理者制度導入施設等の市関係機関（運営管理者等の判断に委ねられるため。）ただし、公共的団体・機関であることから、本計画を踏まえて、所管局との調整を行う必要がある。

3 他計画との関係

新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

新型インフルエンザ等感染症の健康危機管理については、千葉市健康危機管理基本指針に基づき、健康危機管理担当課（保健福祉局医療衛生部医療政策課）において「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し対応している。

市行動計画は、市民の健康被害の拡大防止のため、感染症の流行段階ごとに、市民、事業者、医療機関等のとるべき行動を示したものである。

一方、本計画は、感染症流行時において、市民生活が破綻しないよう、本市業務の優先度を予め定め、限られた職員数等の状況下においても、本市行政の継続性が確保できるよう計画したものであり、その実効性を確保する上で、市行動計画との整合性を図る必要がある。

千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年策定）

◆目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

◆内容

関係機関との連携（国、県との連携、医療機関との協議・体制整備等）
情報の収集・提供（市民相談窓口の設置、渡航者への広報、サーベイランス強化等）
予防対策（ワクチンの備蓄・接種体制強化等）
医療体制の確立（抗インフルエンザ薬の流通調整、収容施設の確保等）

◆対象

市民、事業者、医療機関等

千葉市業務継続計画（感染症編）

◆目的

感染症流行時において、市民生活が破綻しないよう、職員の出勤率低下等を踏まえて予め優先的に行う市業務を選別し、継続していくことができるよう計画したものである。

◆内容

業務の仕分け（感染症対策業務、新たに発生する業務、通常業務の継続・縮小・休止）
人員計画、計画発動の体制等
情報の収集・提供

◆対象

本市

4 被害想定

(1) 流行期間

感染症による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。

また、り患者は1週間から10日間程度り患する。

り患した職員は、一定期間休暇を取得後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に職員が発症して休暇を取得する割合は、5%程度と考えられるが、職員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者等、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には職員の最大40%程度が休暇を取得又は在宅勤務等により対応するケースが想定される。

(2) 職員への影響

流行のピーク（2週間）では、職員や職員の家族の感染等による出勤回避・出勤困難を40%とし、職員の出勤率※は60%とする。

※出勤率…職員が発症して出勤できない割合は、5%程度と考えられるが、職員自身のり患、所属内でのクラスター（集団）発生のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）や他業務への応援対応等のため、自分の職場への出勤が困難になる者等が見込まれる。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

令和2年1月から発生した、新型コロナウイルス感染症における千葉市の感染状況や職員の流動配置等について、今後の参考とするべく「別紙 <参考事例>新型コロナウイルス感染症に関する対応事例等」を作成した。

(参考) 新型インフルエンザ等感染症に係る被害想定

感染症の流行規模や被害の程度は、出現した感染症の病原性や感染力等に左右されるものであり予測は困難であるが、参考として新型インフルエンザ等感染症の被害想定を下表のとおり記載する。

重度別		中等度 (アジアインフルエンザ)	重度 (スペインインフルエンザ)
致命率		0.53%	2.0%
医療機関を受診する患者数	全国	約1,300万人～約2,500万人	
	千葉県	約63万人～約121万人	
	千葉市	約9.8万人～約18.8万人	
入院患者数※	全国	約53万人 (1日最大約10.1万人)	約200万人 (1日最大約39.9万人)
	千葉県	約2.6万人 (1日最大約4,900人)	約9.7万人 (1日最大約19,400人)
	千葉市	約0.4万人 (1日最大約800人)	約1.5万人 (1日最大約3,000人)
死亡者数	全国	約17万人	約64万人
	千葉県	約0.8万人	約3.1万人
	千葉市	約1,300人	約4,800人

※8週間連続として流行発生から5週目

「千葉市新型インフルエンザ等

対策行動計画」より抜粋

第2章 業務継続計画の区分

1 優先的に継続する業務及び縮小・中止する業務

本計画の基本方針や被害想定を基に、局区等における業務区分の考え方を下記のとおり整理した。

優先区分	内容
新たに発生する業務 (A)	<p>感染症の発生により、市民の生命と健康を守るため、最も優先して行われる業務とする。</p> <p>また、感染症の発生により、通常業務時に比して著しく業務量が増える業務又は新たに発生する業務とする。</p> <p>→ 該当する業務 ・ 感染拡大防止策 ・ 危機管理上必要となる業務 ・ 法律や国からの通知等により必要となる新たな業務 等</p>
優先的に継続する業務 (B)	<p>市民生活の維持に必要な不可欠な業務、法令等により実施が義務付けられている業務であって、一定期間、縮小・中断することで、市民生活等に重大な影響を与える業務については、まん延期等であっても、業務量を大幅に縮小せずに、優先的に継続する業務とする。</p> <p>→ 該当する業務 ・ 住民の生命や健康に関わる業務 ・ 住民生活の維持に係る業務 ・ 休止すると重大な法令違反になる業務 ・ 業務維持のための基盤業務 等</p>
縮小する業務 (C)	<p>感染症の流行による社会・経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要が減少すると見込まれる業務については、流行状況等を踏まえつつ、縮小が可能な業務とする。</p> <p>→ 該当する業務 ・ 継続及び中止・延期以外の業務 ・ 対面業務等を工夫して実施する業務 等</p>
中止・延期する業務 (D)	<p>行政サービスのうち、延期することとしても市民生活に直ちに影響を与える恐れが少ないもの、また、感染拡大防止の観点から、中断が可能な市民が集まるイベント等の業務については、流行状況等を踏まえつつ、感染の拡大が収束されるまでの期間を中止・延期する業務とする。</p> <p>→ 該当する業務 ・ 不特定多数の市民が集まるイベント 等</p>

(流行期を踏まえた業務継続イメージ)

区 分	業務名 (例示)	発生段階に応じた区分				
		① 未発生期	② 海外 発生期	③ 国内 発生早期	④ 県内・市 内感染期 (拡大期 ～回復 期)	⑤ 小康期
A 新たに発生する 業務	感染経路 追跡業務 等		→			
通 常 業 務	B 優先的継 続業務	→				
	C 縮小する 業務	→	→	→	→	→
	D 中止・延 期業務	→	→	→	→	→

凡例) → …… 継続業務
 ⇨ …… 縮小業務
 - - - - -> …… 休止業務

第3章 業務継続計画の実施・管理等

1 業務を継続する体制

(1) 業務継続計画の発動及び解除の決定

ア 発動体制

本計画は、感染症の感染状況等に合わせて、全庁的に取組む必要がある。発動については、現行の市行動計画に基づいて実施する情報収集、予防対策等の検討状況及び職員の出勤状況等を踏まえ、千葉県危機管理総合調整会議を経て、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置する新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）（未設置の場合は、千葉県健康危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。））において決定する。

イ 発動に向けた情報収集

海外発生期の段階で、発生状況等の情報収集に努め、職場等での感染防止策や、優先的に継続する業務及び縮小、中止・延期する業務について再確認する等、今後国内で発生、流行することを想定した初動対策に取り組む。

ウ 発動基準

計画の発動にあつては、以下のとおり感染症の発生状況に応じ、対策本部（もしくは危機管理対策本部※）の本部長が決定する。

※本市における健康危機管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置された、市長・副市長・局区等の長で構成される対策本部。

(ア) 国内発生期の段階で、対策本部長は、国内での感染症が確認され、さらに県内及び市内における感染状況等を踏まえ、全庁的な対応に移行するため、業務継続計画の発動が必要であると判断された場合。

例) 1つの局内で感染が拡大し、局内のみでの対応が難しくなった時

例) 保健所での業務が増大し、全庁的な動員が必要になった時

(イ) 国内流行期の段階で、市内の流行状況や職員の出勤自粛・出勤困難状況等により、通常体制では業務を継続することに支障をきたすと判断された場合。

例) 市民への緊急な給付金等発送業務により全庁的な動員が必要になった

(ウ) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等が発出された場合。

(エ) その他対策本部長が必要と認めた場合。

エ 発動の解除

政府の新型インフルエンザ等対策本部（もしくはそれに類する対策本部）が小康期に入ったことを宣言した場合、もしくは市域における感染症の感染状況並びに職員の新型インフルエンザ等業務の対応状況及び出勤困難状況等が通常時とかわらない状況になった場合に、対策本部長の判断により、計画の発動を解除する。

(2) 局区等の対応

局区等は、対策本部からの発動内容に基づき、本計画を実行・解除する。

ただし、感染症の感染状況等を見極めつつ、局区等の判断において、必要に応じて局区等の所管に係る本計画の運用を弾力的に変更して実施することができる。

また、本計画の発動が決定されていない場合であっても、局区等内において、上記「ウ発動基準」を考慮し、局区等で必要と判断した場合は、局区等の長は、本計画を準用することができる。

その場合には、所管局での対応の内容を、対策本部（未設置の場合は、危機管理対策本部いずれも立ち上がっていない場合は総務局危機管理部危機管理課）へ報告する。

2 業務継続の確保

(1) 人員計画等

流行のピーク期には、職員の出勤率が60%と想定され、通常業務のうち可能な限り縮小及び中止・延期等で対応した場合においても、新たに発生する業務や優先的に継続する業務の実施が困難となることが考えられる。このため、業務に必要な職員が不足した場合には、まずは所管課内で対応することとし、所管課内で対応が困難な場合には、局区等内で流動配置及び兼務により対応する。局区等内においても対応困難な状況や、緊急的な対応が必要な状況が生じた場合には、局区等間や全庁的な調整を各局等の業務継続計画（個票）に基づき人事課主導のもと実施する。

また、局区等内の流動配置及び兼務については、原則として「兼務・補職発令等の取扱いについて」（平成28年3月18日付け総務局長通知）に基づいて対応する。

なお、各所管課では、所属長等のり患により業務継続が不能となることがないよう、指揮命令系統の明確化や代決者の確保を図るとともに、担当職員の不在を想定して、担当職員以外の職員も業務を行えるよう、事務処理マニュアルの作成整備や情報共有、優

先、中止業務等を整理する等しておくこととする。

(2) 感染防止策等

感染防止の徹底には、市民及び職員一人ひとりが、家庭や職場において感染の予防や防止に努め、地域で感染症を広げない取組みを行う必要がある。

このため、市民に感染症に関する情報提供や感染防止策の周知を行い、理解と協力を求めるとともに、個々の職員が、平素から自己の健康管理に十分留意し、感染症の対策に対しての自覚を持って、各自で感染リスクを回避するための事前の感染予防対策に努めるものとする。

ア 感染防止の周知

市庁舎や市施設内（以下「市庁舎等内」という。）での感染拡大を防止するため、職場や職員個人で感染防止に取り組むとともに、市が本計画を発動した場合は、窓口や業務の縮小、中止・延期、来庁自粛、来庁する場合のマスクの着用、市庁舎等内への立ち入り制限等について、市ホームページや、ちばし安全・安心メール等を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めていく。

イ 各課の取組み

- (ア) 所属長は、所属職員に発熱等の感染症の症状がある又はその旨の連絡があった場合は、当該職員に医療機関への受診、病気の療養等を求めるとともに、他の職員にマスクを着用させ、市民等への感染拡大防止に努める。
- (イ) 職場や通勤時における感染リスクを低減させるため、在宅勤務、時差出勤、サテライトオフィスの利用等勤務等、人との接触を低減する取組みを積極的に進める。
- (ウ) 市庁舎等内にポスター等を掲示する等、マスクの着用や手洗いや手指消毒等を来庁者へ周知するとともに、職員自ら徹底する。
- (エ) 感染が拡大し、市庁舎等内での感染防止策を徹底する必要がある場合は、可能な限り市民や事業者等の関係者が来庁する機会を減らし対面にならない方法（郵送、電子申請、電子メール、FAX、WEB会議等）で対応する。
- (オ) 窓口等対面での対応が必要な場合には、マスクを着用、飛沫防止用アクリル板の設置及び一定の距離を確保する等の措置を行う。その場合には、あらかじめ感染防止策として、マスクを着用での対応を行うこと等についての理解を得ることができるよう、その旨の掲示を窓口に設置する。
- (カ) 発熱者の入室制限や不特定多数が集まる場所を閉鎖する等の措置を講じる。
- (キ) 市庁舎等内における感染拡大を防止するため、窓口や業務の縮小、中止・延期、施設の閉鎖等による勤務場所の変更等について検討する。

ウ 職員個人の取組み

個々の職員は、平素から自己の健康管理に十分留意するとともに、感染症の対策に対しての自覚を持ち、「三つの密」（密閉、密集、密接）を避ける等、各自で感染リスクを回避するための事前の感染予防対策に努める。

具体的な個人の取組みは、庁内通知等に従い感染予防対策に努めるものとする。

エ 職員の勤務形態や出勤等の取扱い

(ア) 国内外への出張の延期及び職員が感染した場合の休暇取得等について、必要な措置を行う。

なお、措置の実施にあたっては、その都度最新の国対応方針や感染状況等を踏まえ、対応するものとする。

(イ) 在宅勤務、サテライトオフィスの利用、時差出勤等の積極的な活用を促し、職員の感染リスクを減少させる。

オ ワクチン接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、感染症による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるため、国や庁内等の通知を確認し、各個人で接種を検討する。

(3) 本計画の弾力的な運用

本計画は、感染症の発生による被害規模を想定している。

しかし、感染症のウイルスの感染力や毒性等は多様であり、実際の被害状況は、想定と異なる可能性も十分にあることから、国や県等の対応状況等を踏まえ、弾力的に運用する。

(4) 研修・訓練の実施

感染症流行時に、本計画を的確に実効していくために、通常時においても、職員等への感染予防対策等の必要な情報の提供を行う。

(5) 本計画の点検・見直し

今後の感染症の流行状況等を踏まえ、通常時においても常に計画を点検し、課題等の検証を行いつつ、適宜見直しを行う。

<参考事例> 新型コロナウイルス感染症に関する対応事例等

1 感染症の種類

新型コロナウイルス感染症

2 発生時期（千葉市内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認された時期）

令和2年1月～

3 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつ。

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や平成24年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

4 感染拡大の経緯

新型コロナウイルス感染症は令和元年12月に中国湖北省武漢市で感染者が報告されて以降、日本も含め世界中に感染が拡大し、令和3年1月には累計の感染者数が1億人を超えた。各国では、感染拡大防止のため、ロックダウンなど人の動きを抑制しており、これにより、各国の経済面でも大きな影響が出ている。

本市においても、令和2年1月に初めて感染者が報告され、その後、令和4年10月31日まで169,893人の感染者が確認され、死亡者数が385人となっている。

なお、業務継続計画（新型インフルエンザ編）の発動はせず、新たに発生した業務等に関し必要な人員等の動員等により対応した。

5 新たに発生した感染症対策等に係る主な業務

- (1) 千葉市中小企業者事業継続支援金窓口対応業務
- (2) 特別定額給付金に関する業務
- (3) 新型コロナウイルスに係る保健所に関する業務
- (4) 新型コロナウイルス感染者用ホテル療養者対応業務
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務 等

6 職員動員数

(1) 令和2年度

ア	千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部への動員	49人
イ	感染症対策課新型コロナウイルス対策室への動員	124人
ウ	感染症対策課への動員	12人
エ	特別定額給付金に関する業務への動員	611人
オ	新型コロナウイルス感染者用ホテルに関する業務への動員	168人
カ	その他庁内各課への動員	37人
合計		1,001人

(2) 令和3年度

ア	感染症対策課新型コロナウイルス対策室への動員	302人
イ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する動員	5人
合計		307人

(3) 令和4年度

ア	感染症対策課新型コロナウイルス対策室への動員	47人
合計		47人

※保健福祉局外からの兼務・併任発令によって動員した職員数

※新型コロナウイルス感染者用ホテルに関する業務への動員及び特別定額給付金に関する業務については、保健福祉局内で兼務発令した職員も含む。

7 庁内会議（令和2年2月～令和4年10月31日まで）

- | | |
|---|-------|
| (1) 千葉市健康危機管理対策本部会議
(令和2年2月19日～令和2年4月8日) | 4回開催 |
| (2) 千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(令和2年4月8日開催～) | 30回開催 |

8 在宅勤務等のリモートワーク実施人数（令和3年度）

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 在宅勤務利用者数（実人数） | 2,215人 |
| (2) 在宅勤務利用数（延べ回数） | 15,612回 |